

# 24 健康・福祉施策

## ～香美市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）～

### 基本理念

ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり

- 全国的に高齢化が進展する中、本市においては高齢者（65歳以上）人口が平成29（2017）年にピークを迎えてから減少が続いていますが、後期高齢者（75歳以上）人口は令和9（2027）年までは増加する見込みとなっており、それに伴い本計画期間中は要介護・要支援認定者数も増加する見込みとなっています。
- このような状況を踏まえ、本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた「地域包括ケアシステム」の一層推進と、高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民、関係機関等がともに支え合う地域共生社会を目指します。
- また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、在宅での家族介護者など、支援を必要とする高齢者やその家族に対して、多様な主体が連携を図りながら持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策の推進を目指します。

○香美市の人口推移と将来推計

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和22年 (2040年)
総人口	26,363	26,094	25,948	25,743	25,531	25,309	25,080	24,852	24,622	19,732
年少人口（0～14歳）	2,686	2,667	2,678	2,676	2,675	2,665	2,650	2,630	2,629	1,965
生産年齢人口（15～64歳）	13,313	13,132	12,999	12,851	12,735	12,608	12,493	12,404	12,320	9,985
40～64歳	7,754	7,671	7,594	7,496	7,451	7,395	7,319	7,260	7,235	5,410
高齢者人口（65歳以上）	10,364	10,295	10,271	10,216	10,121	10,036	9,937	9,818	9,673	7,782
65～74歳（前期高齢者）	4,504	4,430	4,409	4,468	4,244	3,988	3,767	3,608	3,435	2,602
75歳以上（後期高齢者）	5,860	5,865	5,862	5,748	5,877	6,048	6,170	6,213	6,238	5,180
高齢化率	39.9%	39.5%	39.6%	39.7%	39.6%	39.7%	39.6%	39.5%	39.3%	39.4%
総人口に占める75歳以上の割合	22.2%	22.5%	22.6%	22.3%	22.3%	23.9%	24.6%	25.0%	25.3%	26.3%

### 基本理念

### 施策の柱

### 施策の方向性

ともに支え合い、いきいきとした暮らしを育むまちづくり

#### 1 地域包括ケアの進化・推進

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②地域包括ケア会議の推進
- ③在宅医療・介護連携の推進
- ④高齢者の住まいの安定確保
- ⑤生活支援サービスの体制整備

#### 2 認知症高齢者等にやさしい地域づくり

- ①認知症への理解を深めるための普及啓発
- ②適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人や介護者への支援
- ⑤地域・官民が連携した共生社会の実現
- ⑥介護保険サービスの整備

#### 3 権利擁護の取組の充実

- ①成年後見制度の普及促進
- ②高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

#### 4 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

- ①災害や感染症対策に係る体制整備
- ②福祉事業の推進

#### 5 介護保険サービスの充実

- ①サービス基盤整備
- ②介護保険サービスの質の向上
- ③介護給付適正化事業の推進
- ④介護人材の確保・育成

#### 6 高齢者の活躍できる場の充実

- ①生きがいづくりと社会参画の推進
- ②高齢者の就労支援

#### 7 介護予防・健康づくり施策の推進

- ①健康づくりの推進・意識の向上
- ②介護予防の推進
- ③通いの場の充実
- ④保健事業と介護予防の一体的な実施
- ⑤保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の推進

## 24 健康・福祉施策

### 事業内容

介護保険法地域支援事業による「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「包括的支援事業」に追加された「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」等を実施し、地域包括ケアシステムを進化・推進します。また、指定介護予防支援事業所を運営し、要支援者の介護保険サービスのケアマネジメントを実施しています。

#### 地域包括支援センター(平成18年度～)

- ・本庁に地域包括支援センターを設置、香北・物部圏域には地域包括支援センターの窓口機能を設けています。
- ・平成24年から、市内に「土佐山田圏域」「香北・物部圏域」の2つの日常生活圏域を設定し、香北支所に常勤職員を配置し窓口機能の充実をはかりました。
- ・地域の身近な安心拠点、高齢者総合相談窓口として高齢者の様々な相談やニーズに対応したサービスの提供と地域包括ケア体制の構築に取り組んでいます。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年度～)

- ・平成28年4月より従来の介護予防給付からヘルプサービス、デイサービスが指定事業者による訪問型サービス、通所型サービスに移行し、地域包括支援センターの介護予防マネジメントによる要支援者へのサービス提供を行っています。
- ・一般介護予防事業は、香美市社会福祉協議会に委託し、「介護予防講座」「運動習慣づくり」「生きがいくくり」「自主グループ支援」の4本柱に基づき、地域の実情に合わせた事業展開を行っています。

#### 地域ケア会議(平成27年度～)

- ・地域包括支援センターにおいて月に1回個別ケースの地域包括ケア会議開催するとともに、地域課題についても検討を行います。地域ニーズを把握し、市域地域包括ケア会議において、必要な支援体制構築につなげます。

#### 生活支援体制整備事業(平成28年度～)

- ・高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等による多様な支援体制構築を目指します。
- ・協議体を設置し、地域のニーズや地域資源の把握と、現状を共有し、必要な生活支援の検討や地域にある資源の見える化を行います。
- ・また発見した課題については市域地域包括ケア会議で、関係機関や有識者等とともに協議していきます。

#### 在宅医療・介護連携推進事業(平成28年度～)

- ・在宅医療・介護連携に関する多職種への研修、在宅療養に関する市民への啓発等を行うとともに、在宅医療、介護連携に関する課題及び具体的な対策を協議・検討します。

#### 認知症総合支援事業(平成27年度～)

- ・地域包括支援センターと委託先の同仁病院で認知症初期集中支援チームを設置し、在宅で生活している認知症が疑われる人や、認知症の人とご家族を支援します。
- ・香美市認知症支援推進協議会において、認知症の理解、早期発見・早期対応の啓発やネットワークづくりのための検討、連携を図っています。
- ・身近な場所に認知症について学習したり、地域での交流を広げることのできる場としての認知症カフェを開催します。
- ・香美市認知症支援ガイドブックを改訂し、ガイドブックを活用した啓発に取り組みます。

## 24 健康・福祉施策

### 第8期介護保険事業

#### ■事業内容

令和5年度には、第1号被保険者10,036人、高齢化率は約39.7%、要介護認定者数は2,063人に達する見込みです。

第8期介護保険事業計画期間においても、介護サービス、介護予防サービス及び地域支援事業を適切かつ効果的に提供し、要介護状態の維持改善及び自立支援に努めるとともに、介護者の介護負担の軽減を図ります。

#### ■事業年度 令和3年度から令和5年度まで

#### ■具体的な事業計画

- ・小規模多機能型居宅介護 1事業所
  - ・認知症対応型共同生活介護 1事業所
  - ・特定施設入居者生活介護 20床増床
- 施設整備によりサービス必要量を確保、提供。

#### ■令和5年度事業費 3,618,985千円

- ・介護給付費・介護予防給付費 3,394,483千円  
(内訳) 居宅サービス費等 1,472,983千円  
地域密着型サービス費 601,500千円  
施設サービス費 1,320,000千円
- ・地域支援事業費 131,248千円

#### ■総給付費と介護保険料の推移

事業計画	事業期間	総給付費	保険料月額
第6期	平成27年度	約28億円(実績)	5,358円
	平成28年度	約28億円(実績)	
	平成29年度	約27.6億円(実績)	
第7期	平成30年度	約27億円(実績)	5,750円
	令和元年度	約29億円(実績)	
第8期	令和2年度	約30.9億円(推計値)	5,750円
	令和3年度	約31億円(推計値)	
	令和4年度	約32億円(推計値)	
	令和5年度	約32.5億円(推計値)	

### 高齢者福祉事業

#### ■日常生活用具給付事業

火災警報器や自動消火器を給付することにより、高齢者の火災への不安を解消、安心・安全な在宅生活を支援しています。

#### ■緊急通報装置の貸与

緊急時における通信手段として、65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯に、緊急通報装置を貸与しています。

#### ■福祉タクシー料金助成事業

高齢の方を主として、市内の医療機関への通院や買い物、社会参加等のためにタクシーを利用する場合に料金の一部を助成しています。

#### ■住宅改造支援事業

対象要件に該当する要介護高齢者等を対象に、住まいを安全かつ利便性に優れたものに改修・改築することで、本人及び介護者の負担軽減に取り組んでいます。

#### ■生活管理指導員派遣事業

対象要件に該当する高齢者等の家庭に、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣することで、住み慣れた自宅で、自分らしく、できる限り自立した健全な社会生活を送れるよう取り組んでいます。

#### ■在宅高齢者配食（給食）サービス事業

概ね70歳以上の援護を要する一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害者の方で調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を自宅へ定期的に提供しています。

#### ■生活福祉センターこづみ居住支援事業

家庭や住宅の事情などで自宅では生活できない高齢者に対して、一時的な住居を提供しています。

## 24 健康・福祉施策

### 健康増進施策 ～香美市健康増進計画・香美市食育推進計画・香美市自殺対策計画～

近年、医療・医学の進歩や経済・社会生活の向上などにより、わが国の平均寿命は延びていますが、その反面、認知症や寝たきりなどの要介護高齢者の増加や、社会構造の変化や食習慣の偏り、運動不足などに伴うがん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。

本市では、平成24年度に「香美市食育推進計画（第1期）」、平成25年度に「香美市健康増進計画（第2期）」を策定しており、平成30年度が両計画の見直しの時期になっていることから、国や県が示す方針や本市の関連計画を踏まえ、市民一人ひとりが生涯を通じて、心身ともに健康でいきいきと暮らし、未来につながるまちづくりを目指して、「第3期香美市健康増進計画及び第2期香美市食育推進計画」を一体的に策定しました。また、自殺対策として、平成28年3月に「自殺対策基本法」の一部が改正され、市町村においても自殺対策計画を定めることとなったことから、国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、総合的な自殺対策を推進するために、健康増進計画における「休養・こころの健康」を含めた計画とし、一体的に取り組むこととしています。

健康増進にあたり、健康づくり婦人会、健康づくり推進員協議会、食生活改善推進協議会等の健康づくり団体や各関係機関と連携して、事業を推進しています。

健康増進計画とは

健康増進法に基づく、市民の健康増進の推進に関する施策についての計画です。

食育推進計画とは

食育基本法に基づく、食育の推進に関する施策についての計画です。

自殺対策計画とは

自殺対策基本法に基づく、自殺対策についての計画で、2016年より策定が義務付けられました。

健康寿命の延伸の達成に向けて、

『血管病（糖尿病・脳血管疾患・心疾患）対策』

『自殺を減らす』を重点的に取り組みます。

分野	取り組み
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や小中学校での栄養教諭や食生活改善推進委員と連携し、食育事業を行う</li> <li>・家庭での共食についての啓発や地域の集いへの支援を行う</li> </ul>
生活習慣病	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康審査結果が血圧・耐糖能・腎機能などで要医療や要精密の判定が出た場合は、訪問や電話で生活指導や受診勧奨を行う</li> <li>・特定健康診査、がん検診の受診勧奨を行う</li> <li>・重点課題である糖尿病予防対策の一環として、健康づくり団体と協働で糖尿病予防に関する知識の普及啓発活動を行う</li> </ul>
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や健康づくり団体と協力して未成年への喫煙防止教育を充実させる</li> </ul>
お口の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯間部清掃用具の使用や定期的な歯科健診受診の啓発など、若い世代からの歯周病予防の取り組みを推進する</li> </ul>
運動・身体活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知家健康パスポート事業の中で運動に対してポイントを付与する取り組みを行う</li> </ul>
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒状況の把握や適正飲酒についての知識の普及・啓発</li> </ul>
休養・こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康や睡眠、ストレスへの対処法、自殺を防ぐための相談対応などについて普及・啓発に取り組む</li> <li>・自殺を考えている人のサインに気づき、自殺を防ぐ大切な役割を果たす人（ゲートキーパー）の養成に取り組む</li> </ul>

## 24 健康・福祉施策

### 第3期香美市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

「第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づいて、「地域共生社会」の実現のため、住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を推進していきます。市が策定する「地域福祉計画」及び市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強しあう関係にあります。同じ理念や方向性のもと、連携をさらに強め、地域福祉の推進に取り組めます。

地域福祉計画とは	地域福祉活動計画とは
社会福祉法に基づく計画で、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めたものです。	社会福祉法に基づく計画で、地域住民や福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組を定めたものです。

### 第4次香美市障害者計画・ 第7期香美市障害福祉計画・ 第3期香美市障害児福祉計画

香美市では、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に定めて、障害のある方へ障害福祉サービス等を総合的かつ計画的に提供していきます。

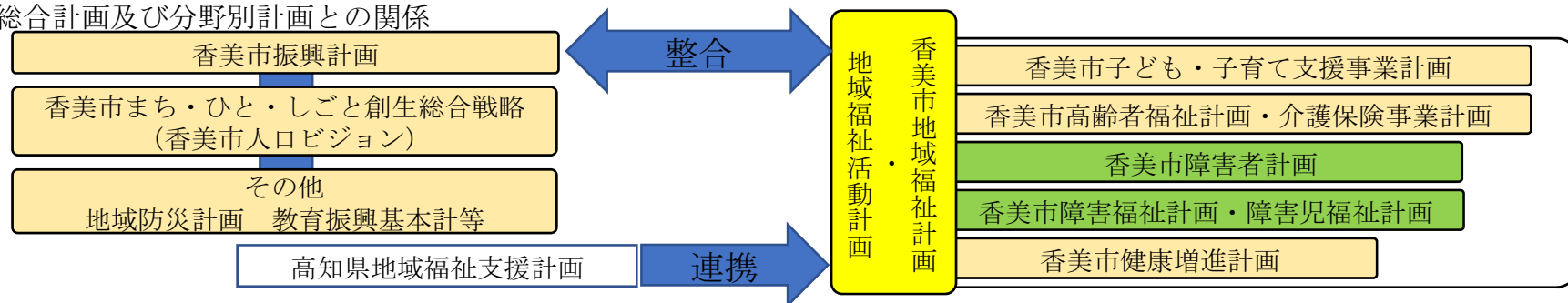
また、現計画を見直し、次期計画である「第4次香美市障害者計画・第7期香美市障害福祉計画・第3期香美市障害児福祉計画」の令和5年度中の策定を目指します。

障害者計画とは	障害福祉計画とは	障害児福祉計画とは
障害者基本法に基づく、障害者施策を推進するための総合的な計画です。	障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービスの目標量などを定めた計画です。	児童福祉法に基づく、障害児通所支援の目標量などを定めた計画です。

#### ■ 計画期間

2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画 5年間					見直し	計画策定 次期計画
現計画	見直し	計画策定	第4次香美市障害者計画・第7期香美市障害福祉計画・第3期香美市障害児福祉計画 6年間			

#### ■ 総合計画及び分野別計画との関係



## 24 健康・福祉施策

### 障害者福祉事業

- 特別児童扶養手当  
身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に手当を支給します。
- 障害児福祉手当  
日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給します。
- 特別障害者福祉手当  
重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。
- 住宅改造支援  
身体に障害のある人が住んでいる住宅を本人や家族の負担を軽減するため、身体状況に応じて行う改修等の費用の一部を助成します。
- 難聴児補聴器購入費助成  
両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、障害者手帳の対象とならない難聴児の補聴器購入を助成します。

### 障害者総合支援給付費事業

- 更生医療給付  
障害者手帳をお持ちの18歳の以上の方で、治療によって身体上の障害を除去したり、障害の進行を防ぐために指定医療機関で受ける必要のある医療に対し、医療費の一部を助成します。
- 育成医療給付  
県内にお住いの18歳未満の方で、障害を軽減するためや将来障害を残す恐れのある疾患の治療に対し、治療費の一部を助成します。
- 精神通院給付  
精神疾患の治療のために指定医療機関に通院している方を対象に医療費の一部を助成します。

### 地域生活支援事業

- 相談支援  
地域活動支援センター「香美」で障害に関する一般的な相談から専門的な相談までを受けつけます。
- 地域活動支援センター  
障害者の社会交流を支援する場を提供します。
- 日常生活用具給付  
障害者等の自宅での日常生活を容易にするため、生活用具の給付等を行います。
- 移動支援  
外出困難な在宅の障害者等の生活行動範囲の拡大及び社会参加のため、外出時の移動を支援します。
- 日中一時支援  
障害者を日常的に介護している家族の負担を一時的に軽減するため、障害者に日中の活動の場を提供します。
- 意思疎通支援  
聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳等の方法により障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者又は失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。
- 声の広報発行  
文字による情報の入手が困難な視覚障害者に音声訳による声の広報香美を無料で発行します。
- 運移転免許・自動車改造助成  
障害者の自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### 障害者総合支援医療給付費事業

- 障害者総合支援介護給付  
障害者福祉サービスの利用者へ各種給付費の給付を行います。
- 障害児通所支援給付  
障害児が心身ともに健やかに育成されるよう障害児通所支援の利用者へ給付費の給付を行います。
- 補装具給付  
身体上の障害を補い、生活を行いやすくするため、補装具の購入や修理、借受けの費用について支給します。